2016年度予算要望書

日本共産党宇治市会議員団

２０１６年１月１５日

宇治市長　山本　正　様

                                    　　　　日本共産党宇治市会議員団

水谷　　修

宮本　繁夫

山崎　恭一

坂本　優子

渡辺　俊三

山崎　　匡

　大河　直幸

  　　　２０１６年度予算要望書について

　日頃は、宇治市政の発展にご尽力いただきまして、感謝申し上げます。

　市民から寄せられたご意見ご要望を予算要望書にまとめ、提出しますので、来年度の予算に反映して頂きますようお願い申し上げます。

●重点要望

（１）国民健康保険料を引き下げ、公共料金を引き上げないこと。水道料金の値上げを撤回すること。

（２）子どもの医療費を中学校卒業まで無料にすること。

（３）デマンドバス・タクシー、バス路線の復活など移動手段を拡充すること。

（４）中学校給食を実施すること。

（５）雨漏り・老朽校舎、臭いトイレの改修などの学校施設整備をすすめること。

（６）３５人学級を実現すること。

（７）保育所定数増で待機児をなくすこと。

（８）療育手帳Ｂの方の医療費無料化等、障がい者医療の拡充を図ること。

（９）公契約条例を制定すること。

（１０）太閤堤跡歴史公園のPFI事業をやめ、計画を縮小・見直すこと。宇治公民館・市民会館は廃止せず建て替えること。

（１１）歩いて暮らせるまちづくりをすすめること。イオン大久保店撤退に対し、買物難民を作らないよう対策を講じること。

（１２）住宅改修助成制度を創設すること。

●国への要望

（１）消費税１０％増税の中止を求めること。

（２）「ブラック企業規制法」制定、正社員が当たり前の労働諸法にすることを求めること。

（３）年金・介護・医療など社会保障の改悪をしないことを求めること。

（４）国民健康保険の広域化の中止、国庫補助の拡大を求めること。

（５）後期高齢者医療制度の廃止を求めること。

（６）子どもの医療費無料化拡充を求めること。

（７）障がい者総合福祉法は応能負担を原則とし、充実することを求めること。

（８）３５人学級の実施を求めること。

（９）宇治川堤防を強化し、１５００トン放流計画・天ケ瀬ダム再開発の中止を求めること。

（１０）生活保護の加算廃止など改悪した内容を元に戻すことを求めること。

（１１）ＴＰＰ交渉からの離脱を求めること。

（１２）自衛隊海外派兵をせず、戦争法（安保法制）の廃止を求めること。

（１３）憲法改悪をせず、特定秘密保護法の廃止、原発再稼働の中止、沖縄新基地建設の中止を求めること。

（１４）建設従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決をはかるよう求めること。

●京都府への要望

（１）「京都地方税機構」の強引な徴税・差し押さえを行わないよう、また、課税業務の共同化は行わないよう求めること。

（２）子どもの医療費は中学校卒業まで無料にするよう求めること。

（３）高齢者の医療費は無料にするよう求めること。

（４）３５人学級を実現するよう求めること。

 (５)府立高校の入学定員を増やし、高校間格差と競争激化をなくすよう求めること。

（６）産科・小児科の医師体制の強化など、医療体制強化を求めること。

（７）児童相談所の体制を強化するよう求めること。

（８）土木事務所の体制を拡充し、宇治市内に事務所を設置するよう求めること。

（９）府道の渋滞解消と安全対策・バリアフリー化をすすめるよう求めること。

●部局別要望

〔市長公室〕

（１）正規雇用を増やし、残業を大幅に削減すること。非正規雇用の労働条件を改善すること。

（２）障がい者の職員採用を拡大すること。

（３）市民を有事体制に動員する「国民保護計画」は廃止すること。

（４）防災計画を見直し、実効性ある避難計画を確立すること。

（５）被災者支援法は、住宅本体の補修費、建設費、購入費も支出の対象とするとともに、支出要件の緩和を求めること。

〔政策経営部〕

（１）「地方創生」事業は、市民生活向上につながる事業に転換し、事業補助を求めること。

（２）青年の市政参画をすすめるとともに、新婚・青年むけに家賃補助をすること。

〔総務部〕

（１）「非核都市宣言」をいかし、平和事業を充実・拡充すること。

（２）在住外国人の「地方参政権」を実現すること。

（３）大久保・黄檗自衛隊基地の縮小・撤去を国に求めること。市民生活を脅かす市街地での演習・ヘリコプター訓練などをやめるよう求めること。

（４）市民オンブズパーソン制度を創設すること。

（５）市の法律相談事業を実施すること。

（６）戦争遺跡を保全・保存すること。

（７）官制ワーキングプアをなくすこと。契約にあたっては、最低賃金額は時間あたり１０００円以上に引き上げること。

（８）契約の要件に地元業者優先・労働者の賃金の担保などを加えること。

（９）小修理などは小規模事業者登録制度をつくり、地元零細業者に仕事をまわすこと。

（１０）談合防止対策を強化すること。

（１１）徴税業務にあたっては、宇治市が親切な対応を行い、京都地方税機構送りにしないこと。税機構への課税事務の共同化をせず、課税権を守ること。

（１２）公共施設の劣化調査・老朽化対策、耐震強化を促進すること。

（１３）空家対策は、関係部課・機関と緊密に連携し、実効性あるものに充実すること。

 (１４）マイナンバーは個人情報保護を完全に行うとともに、記載なしでも書類を受理できることを周知すること。

〔消防本部〕

（１）西消防署を早期に建て替えること。

（２）消防隊一隊あたりの人数を５人にもどすとともに、消防職員を大幅に増員すること。

（３）消防団員の報酬増額や出動手当て増額など、処遇を改善すること。

（４）防火水槽、消火栓、耐震貯水槽を増設し、町内会・自治会の消火器詰替え助成を拡大すること。

（５）火災報知器の取り付けを促進するため低所得者対策などをおこなうこと。

〔市民環境部〕

（１）新折居清掃工場の環境対策・事故防止対策を十分におこなうよう、城南衛生管理組合に求めること。

（２）市集会所の施設改修をすすめ、不足している地域に新設すること。市集会所の維持修繕費・備品費を増額し、地元要望を実現すること。民間集会所改修助成の予算を増額すること。

（３）ふれあいセンターを早期に改修すること。

（４）青年がスポーツや集会など、自由に使える専用施設をつくること。

（５）音楽・演劇・映画など多彩な芸術活動ができる空間、稽古や練習が気軽に安価にできる施設を建設すること。

（６）担い手農家への支援を制度化すること。

（７）農業後継者・新規就農者への支援を拡充すること。

（８）鳥獣被害防止計画を上方修正し、獣害対策を抜本的に強化すること。

（９）市民農園制度を早期に確立すること。

（１０）松枯れ・なら枯れ対策を強化すること。間伐の促進や間伐材の活用など林業を振興すること。

（１１）公有化など、治山対策を抜本的に強化すること。

（１２）マル宇融資制度について、無利子化、利子補給期間の延長、保証金補助の拡大、据え置き期間と返済期間の延長など拡充すること。

（１３）中小企業支援として、固定費（家賃・地代・機械リース料等）などの補助をおこなうこと。

（１４）特定大規模小売店舗制限地区を見直すこと。

（１５）商店・商店街に対する支援を拡充こと。

（１６）円安等による影響を受ける市内業者を支援すること。

（１７）駐車場などの基盤整備を図るなど、観光振興をすすめること。

（１８）消費生活センター専門相談員を正規職員化、処遇改善するとともに体制を強化すること。

（１９）高齢者事業団・シルバー人材センターへの仕事のあっせんをはじめ、高齢者の雇用促進をはかること。

（２０）勤労者住宅融資制度の融資額を引き上げ、利子の引き下げをすすめること。

（２１）中小企業振興条例を制定すること。

（２２）槇島の工業集積地域に上・下水道、排水路など、インフラ・産業基盤を整備すること。

（２３）男女の賃金差別を是正し、ＤＶ対策の強化、苦情・相談窓口の拡充などに取り組むこと。

（２４）同和行政を直ちに終結すること。

（２５）ゴミ減量を推進すること。

（２６）排水・騒音・大気汚染などに対し強く指導すること。

（２７）産業廃棄物の不法投棄を許さないこと。残土の持込みを規制する条例を制定すること。

（２８）地下水保全条例を制定すること。

（２９）地球温暖化対策地域推進計画は、実効性のある対策を具体化すること。

〔建設部〕

（１）通学路の安全対策を早期におこなうこと。

（２）市道認定基準の緩和、準市道制度化、私道整備補助拡充などをすすめること。

（３）府道や市道の渋滞解消、道路拡幅、右折レーン設置など交差点改良を行うこと。また、歩道・側溝改修、信号機設置など安全な道路づくりをすすめること。

（４）電線類の地中化事業を推進すること。

（５）降雨強度を少なくとも時間雨量１００ミリに耐えうるものに改め、河川改修を急ぐこと。水害を根絶するために雨水貯留施設建設、透水性舗装などをすすめること。

（６）中小河川は、柳枝工など自然回復型改良をおこなうこと。

（７）下水道接続後、家庭浄化槽を雨水貯留施設として利用する方策を講じること。

（８）ウトロ地区のまちづくりは、公営住宅建設をはじめ住環境整備を早期に取り組むこと。水害をなくすよう緊急対策を講じること。

（９）アスベストを含む建築物の解体にあたっては、適正な処理を行わせ、生活環境の保持、作業員の安全対策を講じること。

（１０）次期市営住宅建設計画をたて、市営住宅を新・増設し、高齢者・単身者、母子、障がい者など優先入居枠を増やすこと。収入基準をこえた住民の追い出しや家賃値上げはしないこと。民間賃貸住宅の家賃補助制度の創設をはかること。

（１１）雇用促進住宅廃止に伴う公営住宅優先入居など住宅確保対策を講じること。

〔都市整備部〕

（１）二子山の開発構想はストップさせ、公有地化を進めること。

（２）多目的広場、大・中規模公園の建設をすすめること。

（３）名木百選は、樹木医の活用など保全対策を強化すること。

（４）風致地区条例のエリア拡大、基準の強化を図ること。

（５）マンション問題の相談窓口を設置するとともに、管理組合への援助や分譲時の消費者保護の強化など総合的施策を実施すること。

（６）マンション開発にともなう駐車場は一戸に一台以上を確保させること。

（７）民間機構での建築確認は市との事前調整を実施し、行政の監視機能を強化すること。開発は周辺住民の同意の上で許可するように制度改善を図ること。

（８）木造住宅耐震改修助成制度は補助対象を広げる等、実効性あるものにすること。

（９）鉄道駅ホームの転落防止対策を求めること。

（１０）駅とその周辺のバリアフリー化をすすめること。

（１１）列車識別装置の導入で踏切遮断時間を短縮させるとともに、障害物検知装置を全踏切に設置させること。踏切を拡幅整備し、「生活踏切」は廃止せず安全対策を講じること。

（１２）近鉄の連続立体・高架化をすすめること。

（１３）ターミナル機能を持った駅前整備をすすめ、駅と住宅地・公共施設などをつなぐバス路線を充実すること。

（１４）交通指導員を増員すること。

（１５）信号機を増設し、安全対策としての路面表示を増やすこと。障がい者用信号機を増設すること。

（１６）駅の駐輪場を終電車まで開設すること。

〔上下水道部〕

（１）アスベスト管・老朽管を早急に取り替えること。

（２）多水源化、ブロック化、耐震化などをはかり、水道施設への自家発電機の設置、給水体制の充実など災害時対策を講じること。

（３）地元の水道業者の育成につとめること。

（４）下水道を促進すること。水洗化融資は限度額引き上げと利子引き下げをすすめ、低所得者に対する接続工事費助成制度を創設すること。

 〔福祉子ども部〕

（１）生活福祉資金の手続きの簡素化をはかること。

（２）低所得者のクーラー設置に補助すること。

（３）市民の暮らし応援のワンストップサービス窓口を設置すること。

（４）内職センター補助金を増額すること。

（５）社会的引きこもりの実態を把握し、対応窓口を設置すること。

（６）生活保護家庭への夏期・冬期見舞金を支給すること。

（７）障がい者施設への仕事斡旋と製品の販路拡大へ公共活用をひろげること。

（８）障がい者の法定雇用率達成のため市内企業へ働きかけること。

（９）障害者グループホーム・ケアホームの建設・運営を支援すること。

（１０）子どもの権利条例を制定すること。

（１１）障害者施設の給食費を助成すること。

（１２）視覚障がい者のガイドヘルパーを無料化すること。

（１３）障がい児・者の歯科診療を拡充すること。

（１４）正規職員の手話通訳者を増員し、同性による通訳派遣を行うこと。

（１５）公文書の点字化、点字ワープロの増設を進め、点字防災ガイドブックを配布すること。

（１６）障がい者住宅整備資金融資制度を創設すること。

（１７）身障者福祉タクシー制度の対象を拡大し、障がい者用自家用車への燃料費支援を拡充すること。

（１８）子どもの貧困について実態調査を行い、対策を講じること。

（１９）子育てサークルへの補助制度の創設と会場確保などの支援を行うこと。

（２０）育成学級の施設を国基準面積に適合させるとともに定員増を行い待機児を無くすこと。全学級の土曜開設と長期休暇中などの開始時間を早めること。

（２１）病児・病後児保育制度の対象年齢拡大など拡充すること。

（２２）民間保育園への助成金を増額し、職員の処遇を改善すること。

〔健康長寿部〕

（１）周産期・新生児の救急搬送システム・医療体制を拡充すること。

（２）保健師が乳幼児への全数把握・全戸訪問を行うこと。

（３）乳幼児健診の会場を増やすこと。

（４）特定疾患医療費の一部負担の撤廃と市における医療費助成を実施すること。

（５）特定健診を通年化すること。

（６）各種がん検診を無料化し、総合健診化すること。

（７）老人園芸広場を増設すること。

（８）高齢者住宅改造助成制度を拡充すること。

（９）地域福祉センターを増設すること。

（１０）Ｂタイプリハビリへの助成を拡充すること。

（１１）一人暮らしの高齢者の見守りなど拡充すること。

（１２）ショートステイのベッドを増床すること。

（１３）介護ベッドや電動車イスの購入などに独自の助成制度を創設すること。

（１４）紙おむつ等給付事業の対象者・支給内容を拡充すること。

（１５）介護奨励金の増額、制度の対象者への周知を徹底すること。

（１６）高齢者グループホーム・ケアホームの増設と低所得者補助制度を創設すること。

（１７）特別養護老人ホームなどを増設すること。

（１８）国保医療費減免制度を拡充し、市民に周知すること。

〔教育委員会〕

（１）いじめなど問題事象に対応するための専門職員を配置し、フリー教員を増員すること。不登校児童生徒などへの居場所設置などの対策を講じること。

（２）小学校に専科制度を導入し、理科実験補助員などを置くこと。

（３）良心・内心の自由を侵す日の丸・君が代の押しつけをやめること。

（４）学校図書の予算を大幅に増額し図書標準の早期達成を行うとともに、全校に司書を配置すること。

（５）就学援助制度の支給基準を改定前に戻すこと。

（６）大規模校をなくすこと。

（７）通学路の安全対策を行うこと。

（８）全国一斉学力テストの参加をやめること。

（９）修学旅行費補助、通学費補助などをおこなうとともに、備品費・理科教育振興費・消耗品費などの増額で保護者負担を軽減すること。

（１０）クラブ活動助成費などを増額すること。

（１１）学校給食の食材は、地産地消をすすめること。

（１２）ランチルームを全校に設置すること。

（１３）公立幼稚園の３年保育を実施すること。

（１４）私立幼稚園保護者への就園助成を増額すること。

（１５）学校をバリアフリー化すること。

（１６）スポーツ指導員の養成、増員、処遇改善を行うこと。

（１７）スポーツ団体への援助・補助を拡充すること。

（１８）図書館の開館時間の延長と分館新設を行うこと。駅に貸し出し返却コーナーを設置すること。中央図書館を拡張し書庫増設を行うこと。

（１９）歴史資料館を充実すること。

（２０）埋蔵文化財の調査体制、保存設備の充実を行い、埋蔵文化財保護センターを建設すること。

（２１）スポーツ施設を増設するとともに、ユニバーサルデザイン化をすすめること。

（２２）学校統廃合を行わないこと。

●地域別要求

六地蔵・木幡・山間地域

（１）行政サービスコーナー・コミセンをJR六地蔵駅周辺に設置すること。

（２）ＪＲ奈良線の複線化、六地蔵駅の移設に伴う駅前広場の再整備を行い、バスの入れるロータリーの整備、駐輪場の整備と公衆トイレの設置を行うこと。

（３）六地蔵・木幡地域に特養・老健や障がい者施設などを設置すること。

（４）府道京都宇治線の歩道整備をすすめること。西向きのぼり車線（二尾木幡線の三叉路部分）に右折レーンを設置すること。

（５）府道二尾木幡線の頼政道交差点の東向き車線に右折レーン、時差信号機を設置すること。

（６）外環状線と府道京都宇治線の三叉路信号(横断歩道)のスクランブル化を行うこと。

（７）生活踏切の安全対策を行い、周辺地域道路のバリアフリー化など整備を行うこと。

（８）御蔵山町内の側溝改修を早期に実施すること。

（９）平尾集会所を早期に改修すること。

（１０）町並御蔵山線、東中畑山田線の交差点（フカイ電気前）に信号機を設置するなど安全対策を行うこと。

（１１）市道五ケ庄六地蔵線の大瀬戸熊小路線以北の改修、側溝の整備を行い歩行者の安全対策をすすめること。

（１２）堂の川の治水対策、土手の草木・竹などの伐採や整備を行うこと。

（１３）芝之東金草原線（松殿山荘東側の道路）の整備を行い、歩道を設置すること。

（１４）京都医療少年院廃止後の跡地は、地元要望に応えた公共施設として活用すること。

（１５）ＪＲ木幡駅の跨線橋に屋根を設置するとともにエレベーター設置などのバリアフリー化をし、東改札口を設置すること。

（１６）市道木幡４１号戦の側溝に蓋をして歩道を整理・整備すること。

（１７）大島排水機場の機能強化と木幡池の治水対策を強化すること。

（１８）御陵道踏切の拡幅・整備を行うこと。

（１９）山間地の住民の移動手段を確保すること。

（２０）笠取・東笠取地域を活性化するための振興計画を立て、道路改修を急ぐこと。

（２１）陀羅谷の産業廃棄物処分場計画に対し、環境破壊にならないように京都市に意見を具申すること

五ヶ庄地域

（１） 弥陀次郎川決壊の原因究明にあたっては、地域住民の証言などを尊重してすすめ、結果を住民に説明すること。中上流部の改修、砂防堰堤建設など、全域の安全管理と日常の保守・点検を強化すること。

（２）府道京都宇治線黄檗踏切交差点の改良に伴い、歩道整備など駅周辺の整備をおこなうこと。

（３）市道五ケ庄２２１号線の歩道を延長し、速度規制などの安全対策をはかること。

（４）新田川への流入を抑制し、溢水を防止すること。

（５）市道宇治五ケ庄線の歩道拡幅整備を自衛隊前までおこなうこと。

（６）JR黄檗駅のバリアフリー化を早期にすすめること。

（７）明星保育園前の変則交差点を改良すること。当面、安全対策をすること。

（８）弥陀次郎川上流の左岸、広岡谷付近の急傾斜地の崩落防止を行うこと。

菟道・羽戸山・明星町・志津川地域

（１）関電余水路を暗渠化し、歩道を再整備すること。都市計画道路明星線を推進すること。

（２）市道菟道槇島線と乙方三番割線の交差点及び菟道１８７・１８８号線の交差点に信号機の設置など、安全対策をはかること。

（３）戦川・志津川の治水治山を含めて、溢水しないよう改修すること。

（４）菟道７号水路の莵道１５１号線以西の拡幅と浚渫をおこなうこと。

（５）川東京大線の交通渋滞対策・交通安全対策・環境対策を講じること。

（６）志津川地域にバス路線を新設すること。

（７）宇治五ケ庄線三室戸駅西側の道路を改修し歩行者の安全対策をはかること。

（８）市道宇治志津川線の安全対策を講じること。

宇治・白川地域

（１）市道宇治白川線と市道白川１５線との交差点付近の安全対策を講じること。

（２）県通りの通過車両を減少させるための抜本的な道路計画をたてること。

（３）菟道ふれあいセンターは早期に改修すること。

（４）宇治橋東詰に交番・観光案内所・トイレを設置すること。

（５）塔の島周辺の標識を美観に配慮したものにかえること。

（６）白川地区内の交通安全対策（通過交通のスピード規制など）を講じること。

（７）白川地区の土砂採掘など、違法・脱法的な乱開発を許さないこと。白川地区内のがけ崩れ防止や避難場所の確保など、防災対策を整備・強化すること。

（８）重要景観地区に見合った白川地区の農業振興策を作り支援すること。山裾の防護ネット設置など、白川地区の鳥獣被害対策を強化すること

（９）宇治公民館・市民会館は現在地で建替えること。

（１０）宇治橋上流左岸の工事用道路は、工事終了後、撤去すること。

（１１）本町通りの側溝改修を早期に行い、歩行者の安全対策を講じること。

（１２）半白地域に大規模集会施設を建設すること。

（１３）府道宇治小倉停車場線沿い井川の暗渠化を蔭山バス停周辺まで延伸し、歩行者の安全対策をすすめること。

（１４）野神・大谷地域（旧石田団地）の側溝整備を早期に終了すること。

槇島地域

（１）紫が丘団地の水害をなくすこと。

（２）市道槇島２３号線終点付近の歩道整備を行うこと。

（３）落合・本屋敷・目川地域の水路•側溝の整備を行い、水害をなくすこと。

広野地域

（１）ＪＲ新田駅東口設置に合わせ、バス路線を整備するとともに、府道の歩道整備を含めた歩行者動線を整備すること。

（２）城陽市との行政界を整理し、道路を整備すること。

神明・開・羽拍子地域

（１）市道羽拍子宮北線のＪＲ踏切から市道宮北開線との分岐点付近までの歩行者の安全対策を行うこと。

（２）城南荘１０筋目に信号機を設置するとともに、桜並木を生かし本通りを整備すること。

（３）府道宇治淀線の城南荘交差点の改良を行うこと。

（４）第二岡本病院の跡地利用は、福祉・介護施設など、地域住民の要望を反映したものとなるよう、病院側に求めていくこと。

大久保地域

（１）西大久保の浸水をなくすために西大久保小学校に貯留施設を早期につくること。

（２）西大久保の浸水対策として、宇治市界下水路の改修をおこなうこと。

（３）大久保ふれあいセンターは早期に改修すること。

（４）西大久保小学校から東側の市道大久保２号線の歩道を改修し、車椅子や高齢者でも歩きやすい歩道とすること。

（５）大久保町南ノ口（大久保42号線から東方向、ダイカクガレージ北側）の側溝を暗渠にすること。

（６）近鉄大久保駅から西側の名木川の雑草除去などを適切におこない、住民の憩いの場として整備するように府に求めること。

伊勢田地域

（１）毛語・井尻・浮面・ウトロ地域の水害を解消すること。

（２）井尻における住宅開発に伴って遊水池が減少することによる水害対策を早急におこなうこと。

（３）府道八幡宇治線の近鉄踏切から伊勢田町北山一番地付近の拡幅と歩道整備など通学・通行者の安全確保を行うこと。

（４）京都府職員住宅跡地について住民参加で跡地利用を検討し、住民が集える場として整備すること。

（５）ウトロ地域のまちづくりは、国・府・市の役割を明確にし、住民参加ですすめること。

（６）府道八幡宇治線の近鉄踏切から伊勢田町北山一番地付近の拡幅と歩道整備など通学・通行者の安全確保を行なうこと。とりわけ府道八幡宇治線南側の伊勢田９号水路以東の歩道整備を急ぐこと。

小倉・南陵町地域

（１）小倉駅地下通路のバリアフリー化をすすめること。

（２）市道小倉安田線から国道２４号線へのアクセスを整備すること。

（３）小倉から市役所方面へのバス路線の復活をはかるとともにデマンドタクシーなどを導入し市民の移動手段を確保すること。

（４）西小倉地域の学校統廃合を行わず、トイレなどの施設改修を進めること。

（５）主排５号の浚渫と草刈り、並びに改良工事をおこなうこと。

（６）近鉄小倉駅前の駐輪場の開設時間を近鉄電車の最終便までとすること。

（７）巨椋池の排水路の浚渫・除草などを宇治市が責任をもっておこなうこと。

（８）西小倉集会所の改築をうこと。

（９）市が引き取った里道や水路などの官有地を、緑道などに計画的に整備すること。

（１０）不特定の市民が往来する私道については、市が責任を持って維持管理すること。

（１１）府道小倉停車場線の旧京都信用金庫前交差点を改良し歩行者の安全確保をはかること。

（１２）近鉄小倉駅前や小泉米穀店付近などの抜本的な浸水対策を講じること。学校など公共施設に雨水貯留施設を設置すること。

（１３）府道城陽宇治線の大谷交差点（西尾医院角）から第２岡本病院付近までの渋滞解消を図ると共に、羽拍子踏切や未整備区間の歩道整備を早急にすすめること。

（１４）南陵南集会所を増改築するとともに、市役所方面への小型バスの運行などすすめること。

（１５）市道小倉４１号線の安全対策を講じること。

（１６）伊勢田ふれあいセンターを改修すること。

以上